

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び札幌大学女子短期大学部学則（以下「学則」という。）第35条の2の定めに則り、札幌大学女子短期大学部（以下「本学」という。）における学位の授与のために必要な事項について定める。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

キャリアデザイン学科 短期大学士（教養）

こども学科 短期大学士（教育学）

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位授与の時期)

第4条 短期大学士の学位を授与する時期は、3月又は9月とする。

(学位名称の使用)

第5条 本学から学位の授与を受けた者が、学位の名称を使用するときは、次のとおりとする。

短期大学士（教養・札幌大学女子短期大学部）

短期大学士（教育学・札幌大学女子短期大学部）

(様式)

第6条 学位記の様式は、別に定めるものとする。

(学位の取消)

第7条 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、学長は教授会の議をふまえ、授与した学位を取消することがある。

(1) 学位の授与を受けるために不正行為を働いたこと

(2) 学位の名誉を汚したこと

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度以前入学生は、第2条及び第5条の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学女子短期大学部学則（以下「学則」という。）第10条第2項の規定に基づき、履修に関し必要な事項を定める。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、教養科目及び専門科目に分ける。

2 前項の授業科目は、必修科目、選択科目及びその他の科目に分ける。

(単位数)

第3条 各授業科目の単位数は、学則第10条別表に定める。

(卒業の要件)

第4条 本学に2年以上在学し、別表第1に定める単位を修得しなければならない。

第5条 削除

(他の短期大学で修得した単位の取扱い)

第6条 他の短期大学等で修得した単位の取り扱いについては、他の短期大学等の授業科目の履修に関する学務規程を適用する。

第7条 削除

第8条 削除

(履修届)

第9条 履修届は、教育課程表及び時間割表に基づき、指定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の手続をしない授業科目は、受講できない。

(既修得科目の履修)

第10条 既に修得した授業科目は、再び履修することはできない。

(上級年次科目の履修)

第11条 上級年次に配当されている授業科目は、履修することはできない。

(受講制限)

第12条 各講義は、その内容等により、受講資格を限定し、受講人員を制限することがある。

(重複履修)

第13条 同一時間内に開講されている2以上の授業科目は、同時に履修することはできない。

(履修科目の変更)

第14条 履修科目の変更及び追加は、指定された期間に行うことができる。

(履修放棄)

第15条 履修科目を放棄するときは、指定の期間に、所定の履修放棄届にその理由を明記のうえ提出しなければならない。

2 放棄の時期は春学期1回及び秋学期1回とし、その期間については、その都度掲示する。

(年次別履修限度単位数)

第15条の2 各年次で年間又は学期に履修できる最高単位数は、別表第2のとおりとする。

(授業時間)

第16条 授業時間は、次のとおりとする。

1 講時 9:00～10:30

2 講時 10:40～12:10

3 講時 13:00～14:30

4 講時 14:40～16:10

5 講時 16:20～17:50

(試験)

第17条 履修登録した授業科目については、学業成績を考査するため試験を行う。

第18条 削除

(GPA)

第18条の2 学則第34条に定める学業成績による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均

点 (Grade Point Average、以下、「GPA」という。) を用いる。

- 2 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、AAにつき4.0、Aにつき3.0、Bにつき2.0、Cにつき1.0、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。

(留年)

第19条 留年は、卒業年次生で第4条に定める要件に基づき、学長が決定する。

- 2 留年が決定した者の所属は、同一クラスとする。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定は平成8年度以前入学生は従前のおりとし、第5条の規定は平成9年度以降入学生は適用しない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成13年度以前入学生は、第2条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。また、第8条の規定については、平成13年度以前入学生には適用しない。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成16年度以前入学生は、第15条の2及び第18条の2にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年度以前入学生は、第2条、第7条及び第8条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 卒業に必要な単位数

(1)

(平成25年度以降入学生に適用)

キャリアデザイン学科	
専門科目	34単位以上（キャリア系14単位、（注）コミュニケーション系1言語4単位、ビジネス系8単位、演習・実習8単位を含む） （注）英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、ロシア語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの中から1言語4単位
教養科目	8単位以上（各分野2単位）
合計	62単位以上

(2)

(平成31年度以降入学生に適用)

こども学科	
専門科目	40単位以上（必修科目34単位、選択科目6単位以上）
教養科目	10単位以上（必修科目6単位、選択科目4単位以上）
合計	62単位以上

別表第2 年次別履修限度単位数

(1)

(平成25年度以降入学生に適用)

学年	キャリアデザイン学科
1	春学期20 秋学期20
2	春学期20 秋学期20

注1) 次の科目は、履修限度単位数に含めない。

- 1 ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
 - 2 「地域社会実習A・B・C」、「地域社会演習A・B」
 - 3 削除
 - 4 大学間単位互換科目
- また、前セメスターのGPAが2.5以上の場合、履修限度単位数を24単位とする。

(2)

(平成31年度以降入学生に適用)

学年	こども学科
1	春学期26 秋学期26
2	春学期26 秋学期26

ただし、前セメスターのG P Aが2.5以上の場合は、履修限度単位数を30単位とする。

他の短期大学等の授業科目の履修に関する学務規程

昭和63年4月1日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学女子短期大学部学則第12条第4項及び札幌大学女子短期大学部履修に関する学務規程第6条の規定に基づき、他の大学等の授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(申請)

第2条 他の短期大学又は大学の授業科目を履修しようとする者は、指定の期日までに、当該授業科目の履修願を学長に提出しなければならない。

(許可)

第3条 前条の授業科目の履修については、当該他の短期大学又は大学と協議のうえ、履修の可否について申請者に通知する。

(単位認定)

第4条 単位認定を受けようとする者は、当該他の短期大学又は大学の発行する単位修得成績証明書を添えて、単位認定願を学長に提出しなければならない。

2 前項の修得単位については、30単位を限度として本学において修得した単位とみなすことができる。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学女子短期大学部学則（以下「学則」という。）第35条の3第2項の規定に基づき、札幌大学女子短期大学部（以下「本学」という。）における教育職員（以下「教員」という。）免許状授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）の履修及び教員免許状の取得に関し必要な事項を定める。

(免許状の種類)

第2条 本学において取得申請できる免許状の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) こども学科 幼稚園教諭二種免許状

(科目及び単位数)

第3条 教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に則り、別表第1に示す教科及び教職に関する科目を履修し所定の単位を修得しなければならない。

2 教員免許状を取得しようとする者は、別表第2に示す教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を履修し所定の単位を修得しなければならない。

(基礎資格)

第4条 教員免許状を取得する者は、卒業に必要な単位を修得し、短期大学士の学位を有さなければならない。

(教育実習の制限)

第5条 教員免許状を取得しようとする者が、別表第1に示す教科及び教職に関する科目中、教育実践に関する科目欄の「教育実習」を履修するためには、原則として、当該実習が行われるまでに、次に掲げる授業科目の単位を修得しているか、又は修得の見込みがなければならない。

(1) 別表第1に示す教科及び教職に関する科目のうち、領域及び保育内容の指導法に関する科目欄の「幼児と健康」「幼児と人間関係」「保育内容（健康）」「保育内容（人間関係）」「保育内容（環境）」「保育内容（言葉）」「保育内容（表現Ⅰ）」「保育内容（表現Ⅱ）」「保育内容総論」、教育の基礎的理解に関する科目欄の「教育原理」「教育制度論」「保育の心理学」、教育実践に関する科目欄の「教育実習指導」

(2) 別表第2に示す教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目のうち、「日本国憲法」「情報処理入門」

2 教育実習を履修する者は、卒業の見込みがあり、所定の期日までに「教育実習履修願」を提出し、短大教職課程委員会において認められた者とする。

(教職課程の履修に係る費用の納付)

第6条 教員免許状を取得しようとする者は、「教育実習」履修登録後の所定の期日までに学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める幼稚園教諭実習料を納付しなければならない。

(免許状交付の申請手続)

第7条 教員免許状授与の所要資格を得た者が、本学において当該免許状の交付を授与権者に申請するときは、次に掲げる書類を提出し手続きをしなければならない。

(1) 教育職員免許状授与願（授与権者が定める様式。相当額の収入証紙貼付）

(2) 単位修得証明書（本学所定）

(3) その他、必要とする証明書等

(免許状の交付)

第8条 前条により交付申請し授与された教員免許状については、当該申請者が本学所定の課程等を修めて卒業するときに交付する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の開設授業科目等			備考
教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項		単位数	授業科目	開設単位数	
					必修	選択
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	12	幼児と健康	1	—
		人間関係		幼児と人間関係	1	—
		環境		幼児と環境	1	—
		言葉		幼児と言葉	1	—
		表現		幼児と表現	1	—
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容（健康）	1	—
				保育内容（人間関係）	1	—
				保育内容（環境）	1	—
				保育内容（言葉）	1	—
				保育内容（表現Ⅰ）	1	—
				保育内容（表現Ⅱ）	1	—
				保育内容総論	1	—
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		6	教育原理	2
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		保育者論	2		—	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2		—	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		保育の心理学	2		—	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		乳幼児期の特別支援Ⅰ	1		—	
		乳幼児期の特別支援Ⅱ	1		—	
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		保育カリキュラム論	2		—	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			4	幼児理解の方法と指導技術
	幼児理解の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2		—
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含					

目	む。)の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導	1	—	
			教育実習	4	—	
	学校体験活動		—	—		
	教職実践演習	2	教職実践演習	2	—	
大学が独自に設定する科目		2	子育てサロン演習	—	1	2単位選択必修
			言葉と遊び	—	1	
			自然と遊び	—	1	
合計		31単位	合計	35	3	必要修得単位数37単位
				38単位		

別表第2

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開設授業科目等			備考
科目	単位数	授業科目	開設単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2	—	
体育	2	生活と健康	1	—	
		体育実技	1	—	
外国語コミュニケーション	2	外国語表現	2	—	
情報機器の操作	2	情報処理入門	2	—	
合計	8単位	合計	8単位		必要修得単位数8単位

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学女子短期大学部学則（以下「学則」という。）第35条の4第2項の規定に基づき、札幌大学女子短期大学部（以下「本学」という。）における保育士養成の課程（以下「保育士養成課程」という。）の履修及び保育士資格の取得に関し必要な事項を定める。

(資格の種類)

第2条 本学において取得申請できる資格の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) こども学科 保育士資格

(科目及び単位数)

第3条 保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に則り、別表第1に示す保育士資格取得に必要な教科目を履修し所定の単位を修得しなければならない。

(基礎資格)

第4条 保育士の資格を取得しようとする者は、本学こども学科に在籍し、卒業に必要な単位を修得し、短期大学士の学位を有さなければならない。

(保育実習の制限)

第5条 保育士の資格を取得しようとする者が、別表第1に示す教科目中、保育実習に関する科目を履修するためには、原則として、当該実習が行われるまでに、次に掲げる授業科目の単位を修得しているか、又は修得の見込みがなければならない。

(1) 別表第1に示す教科目のうち、保育の本質・目的に関する科目欄の「保育原理」、保育の内容・方法に関する科目欄の「保育内容総論」、保育実習科目欄の「保育実習指導Ⅰ」

2 保育実習を履修する者は、所定の期日までに「保育実習履修願」を提出し、短大保育士養成課程委員会において認められた者とする。

(保育士養成課程の履修に係る費用の納付)

第6条 保育士の資格を取得しようとする者は、「保育実習Ⅰ」、「保育実習Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」履修登録後の所定の期日までに学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める保育士実習料を納付しなければならない。

(保育士登録)

第7条 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、児童福祉法第18条の18に規定する所定の登録を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

保育士資格取得のための教科目及び単位数

(1) 必修科目

告示別表第1による教科目				左記に対応する本学開設授業科目等				備考
科目系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	—	
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	—	
				教育制度論	講義	2	—	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	—	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	—	
子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	—		

	社会的養護 I	講義	2	社会的養護 I	講義	2	—	
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	—	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2	—	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	—	
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	—	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	—	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養 I	演習	1	—	
				子どもの食と栄養 II	演習	1	—	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育カリキュラム論	講義	2	—	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	—	
	保育内容演習	演習	5	保育内容（健康）	演習	1	—	
				保育内容（人間関係）	演習	1	—	
				保育内容（環境）	演習	1	—	
				保育内容（言葉）	演習	1	—	
				保育内容（表現 I）	演習	1	—	
	保育内容の理解と方法	演習	4	幼児表現 I	演習	1	—	
				幼児音楽 I	演習	1	—	
				幼児体育 I	演習	1	—	
				幼児造形 I	演習	1	—	
	乳児保育 I	講義	2	乳児保育 I	講義	2	—	
	乳児保育 II	演習	1	乳児保育 II	演習	1	—	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	—	
	障害児保育	演習	2	乳幼児期の特別支援 I	演習	1	—	
				乳幼児期の特別支援 II	演習	1	—	
社会的養護 II	演習	1	社会的養護 II	演習	1	—		
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	—		
保育実習	保育実習 I	実習	4	保育実習 I	実習	4	—	
	保育実習指導 I	演習	2	保育実習指導 I	演習	2	—	

総合演習	保育実践演習	演習	2	基礎演習Ⅰ	演習	2	—	
				基礎演習Ⅱ	演習	2	—	
				保育実践演習	演習	2	—	
合計			51単位	合計		57単位		必要修得単位数57単位

(2) 選択必修科目

告示別表第2による教科目				左記に対応する本学開設授業科目等				備考
科目系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	
保育の対象の理解に関する科目	各指定保育士養成施設において設定		開設 15単位以上	幼児理解の方法と指導技術	講義	—	2	6単位以上選択必修
保育の内容・方法に関する科目				幼児と健康	講義	—	1	
				幼児と人間関係	講義	—	1	
				幼児と環境	講義	—	1	
				幼児と言葉	講義	—	1	
				幼児と表現	講義	—	1	
				保育内容（表現Ⅱ）	演習	—	1	
				幼児音楽Ⅱ	演習	—	1	
				幼児体育Ⅱ	演習	—	1	
				幼児造形Ⅱ	演習	—	1	
				幼児表現Ⅱ	演習	—	1	
				子育てサロン演習	演習	—	1	
				言葉と遊び	演習	—	1	
				自然と遊び	演習	—	1	
教育相談の理論と方法	講義	—	2					
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ（保育所）	実習	—	2	☆ ☆又は★いずれかを選択必修 ★
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	—	1	
	保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ（施設）	実習	—	2	
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ	演習	—	1	
合計			開設 18単位以上	合計		20単位		必要修得単位数9単位以上

(3) 教養科目

告示による教科目				左記に対応する本学開設授業科目等			備考
科目系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目	授業形態	単位数	

		態			態	必修	選択	
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6単位以上	日本語表現基礎	講義	—	2	2単位以上選択必修
				日本語読解基礎	講義	—	2	
				世界の文学	講義	—	2	
				歴史と文化	講義	—	2	
				世界の地理	講義	—	2	
				くらしと経済	講義	—	2	
				現代社会における共生	講義	—	2	
				倫理学のすすめ	講義	—	2	
				国際交流入門	講義	—	2	
				キャリアデザイン学入門	講義	—	2	
				ホスピタリティマネジメント	講義	—	2	
				札幌学	講義	—	2	
				日本国憲法	講義	—	2	
				情報処理入門	講義	2	—	
外国語	演習	2	外国語表現	演習	2	—		
体育	講義	1	生活と健康	講義	1	—		
	実技	1	体育実技	実技	1	—		
合計		開設10単位以上		合計		6	26	必要修得単位数8単位以上
						32単位		

総計	79単位以上	必要修得単位数総計	74単位以上
----	--------	-----------	--------

札幌大学女子短期大学部休学の手続きに関する学務要領

平成27年4月1日
制定

1 趣旨

この要領は、札幌大学女子短期大学部学則第19条第4項の規定に基づき、休学の手続きについて必要な事項を定める。

2 願出

休学しようとする者は、身元保証人等と連署のうえ、休学願を事務局に提出しなければならない。

3 面談

- (1) 休学を願い出る学生は、アドバイザー教員等と面談をしなければならない。
- (2) 病気等やむを得ない理由により面談が困難な場合、電話等による確認も可とする。

4 許可

面談等の結果を踏まえて、学長が休学の可否を決定する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

札幌大学女子短期大学部復学の手続きに関する学務要領

平成27年4月1日
制定

1 趣旨

この要領は、札幌大学女子短期大学部学則第21条第3項の規定に基づき、復学の手続きについて必要な事項を定める。

2 願出

復学しようとする者は、身元保証人等と連署のうえ、復学願を事務局に提出しなければならない。期限までに復学願を事務局に提出しない者は、学則第26条第1項第4号を適用する。

3 許可

学長が復学の可否を決定する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

札幌大学女子短期大学部退学の手続きに関する学務要領

平成27年4月1日
制定

1 趣旨

この要領は、札幌大学女子短期大学部学則第25条第2項の規定に基づき、退学の手続きについて必要な事項を定める。

2 願出

退学しようとする者は、身元保証人等と連署のうえ、退学願を事務局に提出しなければならない。

3 面談

- (1) 退学を願い出る学生は、アドバイザー教員等と面談をしなければならない。
- (2) 病気等やむを得ない理由により面談が困難な場合、電話等による確認も可とする。

4 許可

面談等の結果を踏まえて、学長が退学の可否を決定する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

札幌大学女子短期大学部転学の手続きに関する学務要領

平成27年4月1日
制定

1 趣旨

この要領は、札幌大学女子短期大学部学則第23条第2項の規定に基づき、転学の手続きについて必要な事項を定める。

2 願出

転学しようとする者は、身元保証人等と連署のうえ、転学願を事務局に提出しなければならない。

3 面談

- (1) 転学を願い出る学生は、アドバイザー教員等と面談をしなければならない。
- (2) 病気等やむを得ない理由により面談が困難な場合、電話等による確認も可とする。

4 許可

面談等の結果を踏まえて、学長が転学の可否を決定する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学女子短期大学部学則第22条第3項の規定に基づき、転科に関して必要な事項を定める。

(資格)

第2条 転科は、原則として札幌大学女子短期大学部に1年以上在学した者が願い出ることができる。

(時期)

第3条 転科の時期は、学年の始めとする。

(出願)

第4条 転科を希望する者は、指定の期日までに次の各号に定める書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める転科試験料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 願書(本学所定のもの)
- (2) 成績証明書
- (3) 所属学科長あての受験届出書
- (4) その他、本学が必要とする書類、証明書等

(選考)

第5条 選考の基準は、教授会の意見を聴き、学長が定める。

(手続及び許可)

第6条 選考の結果、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに転科に必要な手続きをとらなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に転科を許可する。

(単位の認定)

第7条 すでに修得した授業科目及び単位については、選考の結果を踏まえ、学長が認定する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学女子短期大学部学則第24条第3項の規定に基づき、学生の留学に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 この規程に基づく留学の種類は、次の2種とする。

- (1) 認定留学 本人の学修上の理由による留学
- (2) 交換留学 本学と外国の大学との協定に基づく留学

(対象となる機関)

第3条 留学の対象となる機関は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学と協定を結んだ大学
- (2) 外国における正規の大学、又はこれに相当する教育研究機関

(資格)

第4条 留学しようとする者は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 本学に6ヶ月以上在学し、かつ留学先での学修に耐え得る者
- (2) 学費等を完納している者

(期間)

第5条 留学の期間は、1年以内を原則とする。

2 前項の期間は、在学年限に含めることができる。

(出願)

第6条 留学しようとする者は、留学をする1月前までに所定の留学願を学長に提出しなければならない。

2 前項の留学願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 留学計画書(指定様式)
- (2) 成績証明書
- (3) 留学先のカリキュラム、又はこれに代わる書類
- (4) その他本学が必要とする書類

(許可)

第7条 留学の許可は、学長が決定する。

2 交換留学生については、別に定める選考を経なければならない。

(計画の変更)

第8条 留学計画を変更しようとする者は、変更しようとする1か月までに留学計画の変更願を学長に提出し許可を得なければならない。

(学費等)

第9条 留学先の機関に支払う学費等は、全額自己負担とする。ただし、交換留学生については、本学と当該大学との協定による。

(留学終了届及び単位の認定)

第10条 留学を終了した者は、速やかに所定の留学終了届に次の書類を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 留学先の成績証明書、又はこれに代わる書類
- (2) 留学先の履修科目の時間数及び単位数を証明する書類
- (3) その他本学が必要とする書類

2 留学中に修得した単位の換算を希望する者は、単位の換算願を提出しなければならない。

(履修の特例)

第11条 学期の相違によって生ずる履修上の問題は、特殊性を考慮し次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 9月中に留学終了届を提出した者は、留学出発年の春学期に履修した科目を留学帰国年の秋学期から継続して履修することができる。
- (2) 前号に定める継続履修をしようとする者は、留学前に所定の手続を経なければならぬ

い。

(留学の取消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、留学を取り消すことがある。

- (1) 学修の成果が期待できないと認められた者
- (2) 学生の本分に反する行為があったと認められた者

附 則

この規程は、昭和60年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学女子短期大学部学則（以下「学則」という。）第30条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として出願することのできる者は、学則第14条各号のいずれかに該当する者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として志願する者は、次の各号に定める書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める科目等履修生認定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（本学所定のもの）
- (2) 履歴書（本人の写真を貼付したもの）
- (3) 最終学校の卒業証明書（卒業見込証明書）又は在籍期間等の証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) その他本学が必要とする書類・証明書等

2 科目等履修生の出願受付は、学年又は学期の前に行う。

(選考及び許可)

第4条 科目等履修生の選考及び許可は、履修上の取扱いを勘案、及び本学正規課程の学生の教育に支障が生じない場合に限り、学長が行う。

2 科目等履修生として許可された者は、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める科目等履修料その他の納付金を指定した日までに納入しなければならない。

第5条 削除

第6条 削除

(履修手続)

第7条 科目等履修生は、学則に基づく履修届をしなければならない。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、許可された当該年度の当該履修授業科目の実施期間とする。

2 科目等履修生として次年度に引き続くときは、改めて出願しなければならない。

(身分証明書)

第9条 科目等履修生には、本学所定の身分証明書を交付する。

(成績評価及び単位認定)

第10条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。

2 前項の単位修得について、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

第11条 削除

(科目等履修生の取消し)

第12条 科目等履修生が、その本分に反する行為があったときは、学長が科目等履修生の許可を取り消す。

(学則の準用)

第13条 科目等履修生には、この規程のほか学則を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

(札幌大学女子短期大学部聴講生規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学女子短期大学部聴講生規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学女子短期大学部学則（以下「学則」という。）第31条第2項の規定に基づき、本学と他の大学又は短期大学（以下「他の短期大学等」という。）との協定による特別科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 特別科目等履修生の資格は、本学と協定を結んだ他の短期大学等に所属する学生とする。

(受入時期)

第3条 特別科目等履修生の受入れ時期は、学期の始めとする。

(出願)

第4条 特別科目等履修生を志願する者は、指定の期日までに当該他の短期大学等を通じて次の各号に定める書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める特別科目等履修生認定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 願書（本学所定のもの）
- (2) 履歴書（本人の写真を貼付したもの）
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 健康診断書
- (6) 当該他の短期大学等の学長の推薦書
- (7) その他本学が必要とする書類及び証明書等

(許可)

第5条 前条により願い出があった者について、学長が特別科目等履修生として受入れを許可する。

(特別科目等履修の期間)

第6条 特別科目等履修生の履修期間は、授業科目の実施期間とする。

(身分証明書)

第7条 特別科目等履修生には、本学所定の身分証明書を交付する。

(単位の認定)

第8条 特別科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。

- 2 前項により単位を認定した場合、本人の請求により単位修得証明書を交付する。
- 3 授業科目の試験・学業成績評価及び単位認定の取扱いは、学則による。

(特別科目等履修許可の取消し)

第9条 学長は、特別科目等履修生がその本分に反する行為を行ったときは、特別科目等履修の許可を取り消す。

(身分喪失)

第10条 特別科目等履修生が、当該他の短期大学等の学生の身分を失ったときは、本学における特別科目等履修生の身分も失うものとする。

(特別科目等履修料等)

第11条 特別科目等履修生の特別科目等履修料等については、別に定める。

(学則の準用)

第12条 特別科目等履修生には、この規程のほか学則を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
(札幌大学女子短期大学部特別聴講学生規程の廃止)
- 2 この規程の施行に伴い、札幌大学女子短期大学部特別聴講学生規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学女子短期大学部学則第50条第2項の規定に基づき、表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰基準)

第2条 学生の表彰の基準は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 品行方正で、学業に特に優れた成績を修めた者
- (2) 本学における課外教育活動の成果が特に顕著であり、かつ課外教育活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において優れた評価を受け、かつ本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) その他前3号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為があったと認められる者

(表彰)

第3条 表彰は、学長が行う。

(表彰の種類)

第4条 表彰の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 正課学修奨励賞

短大の正課教育に意欲的に取り組んだ結果、総合的に優れた学修成果をあげた学生又は専門教育において目ざましい成果をあげた学生で、かつ人物にも優れた学生を称えるとともに、より一層の学修を奨励するものであり、優秀賞、奨励賞及び特別賞とする。

- (2) 課外学修奨励賞

短大の教育目標に適合する正課外の学修活動に真剣に取り組み、その結果優れた具体的な成果をあげ、かつ人物にも優れた学生を称えるとともに、より一層の研鑽を奨励するものであり、学長賞、優秀賞及び奨励賞とする。

- (3) 課外活動奨励賞

本学学生の多種多様な課外活動(社会貢献・地域貢献活動を含む)への取り組みや参加を促し、その活動を活性化させることを目的として、課外活動において優れた具体的な成果をあげた団体・個人を表彰し、今後の一層の研鑽を奨励するものであり、学長賞、優秀賞及び奨励賞とする。

- (4) 卒業特別表彰

本学在学中、正課学修、課外学修又は課外活動もしくは地域貢献・社会貢献活動において顕著な成果をおさめた学生を卒業式において、学長が表彰し、記念品を授与する。

(運用基準)

第5条 前条に規定する表彰の種類についての運用基準は別に定めることとし、必要に応じて毎年度見直しをすることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、原則として4月及び10月とする。

附 則

この規程は、平成2年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学女子短期大学部学則（以下「学則」という。）第26条第3項の規定に基づき、復籍に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 復籍することができる者は、学則第26条第1項第3号の規定により除籍となった者で、除籍後2年以内の者とする。

(時期)

第3条 復籍の時期は、学期の始めとする。

(学科及び年次)

第4条 復籍できる学科は、除籍時の学科とする。

2 復籍の年次は、除籍時の年次とする。

(出願)

第5条 復籍を希望する者は、指定の期日までに次の各号に定める書類を学長に提出しなければならない。

(1) 願書（本学所定のもの）

(2) 健康診断書（本学所定のもの）

(選考)

第6条 選考の基準は、教授会の意見を聴き、学長が定める。

(手続及び許可)

第7条 選考の結果合格の通知を受けた者は、指定の期日までに学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学費等を納入し、復籍に必要な手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に復籍を許可する。

(既納の学費等)

第8条 既納の学費等は、返還しない。

(単位の認定)

第9条 除籍となる前に既に修得した授業科目及び単位については、すべて認定する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学女子短期大学部(以下「本学」という。)ビジット・キャンパス制度(以下「制度」という。)の利用に関して必要な事項を定める。

(制度の目的)

第2条 この制度は、遠方から入学した自宅外通学生の保護者に、学生生活の様子を見てもらいながら修学状況等を説明すべく、第3条に規定する保護者が担当アドバイザーとの面談のために本学を訪問する際の交通費の一部を助成することを目的とする。

(利用者の資格)

第3条 制度を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 本学に在籍している自宅外通学生の保護者。ただし、石狩振興局圏内、小樽市及び岩見沢市に在住の場合は、助成の対象としない。

(利用の受付期間)

第4条 利用申請の受付は、本学訪問の2週間前までとする。

(利用の受付窓口)

第5条 利用申請に関する受付窓口は、札幌大学女子短期大学部担当とする。

(利用の申請、許可)

第6条 制度を利用しようとする者は、「札幌大学女子短期大学部ビジット・キャンパス利用申請書」(以下「申請書」という。)を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 利用を許可された者は、申請書の記載事項について変更が生じたとき又は利用を中止したときは、学長に速やかに届け出なければならない。

(助成)

第7条 学生1人に対し、保護者1人分の往復交通費の一部を半期(春学期・秋学期)1回、助成する。ただし、助成の上限は、半期(春学期・秋学期)3万円とする。

2 助成金額は、次に掲げる各号のいずれか一つで計算する。

(1) JRの場合は、自宅最寄駅から札幌駅までの最短距離の公共交通費で計算する。なお、JRの利用距離が130km未満の場合は「自由席」、131km以上の場合は「指定席」の取り扱いとする。

(2) 都市間高速バスの場合は、自宅最寄バス停から札幌駅周辺バス停までの最短距離の公共交通費で計算する。

(3) 航空機の場合は、自宅最寄空港から新千歳空港までの最短距離の公共交通費で計算する。

(4) 自家用車の場合は、JRの往復交通費相当額を適用するものとし、「自宅最寄駅から札幌駅までの最短距離」で計算する。ただし、所得税法上の取り扱いにより、10.21%分の課税額を差し引いた金額で助成する。

(領収書等の提出義務)

第8条 第6条第1項の規定により利用を許可された者で、本学訪問のために公共交通機関を利用する場合は、往復で支出した交通機関の領収書又はこれに代わるものを提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。